障害者スポーツ支援企業　認定ロゴの作成について

資料５

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | メリット | デメリット |
| （案１）スポーツ庁ロゴマークを使用⇒文字等（例：「障害者スポーツ支援企業」等）を追加 | ・ロゴ案作成、商標調査※１及びデザインマニュアル作成が不要のため、コスト不要で速やかに活用できる・ロゴに一定の認知度がある・企業側からみても、全く新しいロゴよりも、スポーツ庁のロゴの一形態の方が評価されるとも想定される・商標調査を実施済のため、企業が第三者からクレームを受けることがない・今後、障害者スポーツ以外の政策分野で活用することも期待できる | ・目新しさに欠ける |
| （案２）障害者アートのデザイナーから一本釣り⇒ＳＣＷＦ関連事業「ここから」※２に出展したアーティストからロゴマークを提供いただく | ・著名な障害者アートのデザイナーのデザインが使用できる・未使用のデザインとなる・障害者に理解のある者であるため、無償でのデザイン提供の可能性がある | ・商標調査を実施する必要がある可能性がある |
| （案３）スポーツ庁職員から公募 | ・ＴＦの趣旨を理解した者が作成することが期待できる | ・専門性がない者が作成するため、作成に時間を要するとともに、優良作品の提案が保証されない・職員から多くの応募があるか不明・商標調査※１を新たに実施する必要がある・商標調査を実施しない場合には、認定ロゴを使った企業が第三者からクレームを受ける可能性がある・用途を定めるデザインマニュアルを作成する場合は、その費用※３が生じる |
| （案４）スポーツ庁ロゴマークを公募した際の落選作品の中から転用 | ・新たなロゴ案作成は行わないため、案３より速やかに作成できる・最終候補の残り４案から選ぶ場合は、選定委員会による審査を経た、一定の評価を受けたものを使用することとなる・未使用のデザインとなる | ・前回の調査から１０か月経過しており、再度商標調査※１を実施する必要がある・商標調査を実施しない場合には、認定ロゴを使った企業が第三者からクレームを受ける可能性がある・用途を定めるデザインマニュアルを作成する場合は、その費用※３が生じる・当初の目的と異なる目的での利用となることから、作成者の同意が得られない可能性がある・「落選作品」の中から選ばれたものが企業等から評価されない可能性がある |

※１　スポーツ庁ロゴマーク選定の際には、選定委員会が選定した候補５案について、選定後の平成２７年８月と意見募集直前の平成２８年１月に計２回実施。費用は約９２万円（１回目８１万円、２回目約１１万円）。１回目について、業者選定から調査終了までに要した期間は約１か月。

※２　国立新美術館で開催された、障害者とアート・デザインの未来をめぐる展覧会。障害者アーティストによる作品が多数展示された。

※３　スポーツ庁ロゴマークに関するデザインマニュアルには約１００万円を要する見込み。

障害者スポーツ支援企業認定ロゴマークについて（案１によるもの）

スポーツ庁　認定

障害者スポーツ支援企業

スポーツ庁

障害者スポーツ支援企業

スポーツ庁

障害者スポーツ支援企業

スポーツ庁認定障害者スポーツ支援企業

障害者スポーツ支援企業